

### 第3章 民間事業者による信書の取扱状況

#### 第1節 信書便事業への参入の現況

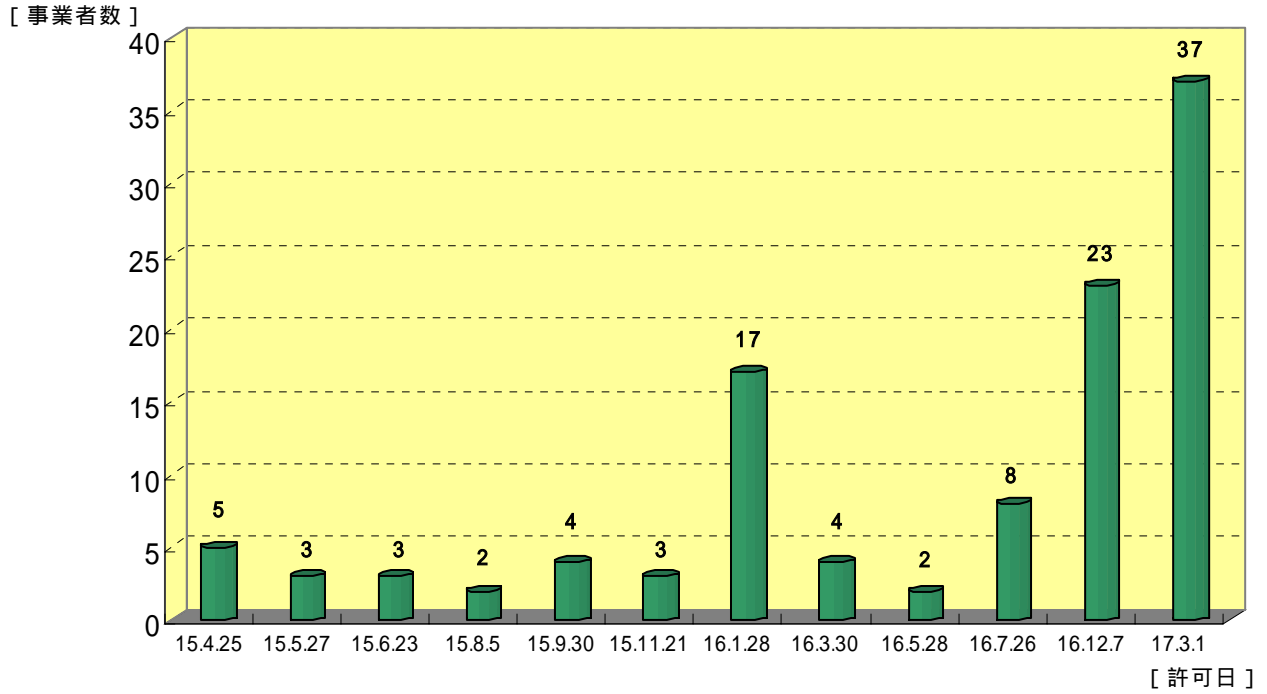
##### 1 参入事業者数の推移

信書便法が施行されてから約2年が経過し、一般信書便事業には参入はないものの、特定信書便事業への参入は着実に増加しており、平成17年3月末で111社が参入しています。(図表4～6参照)

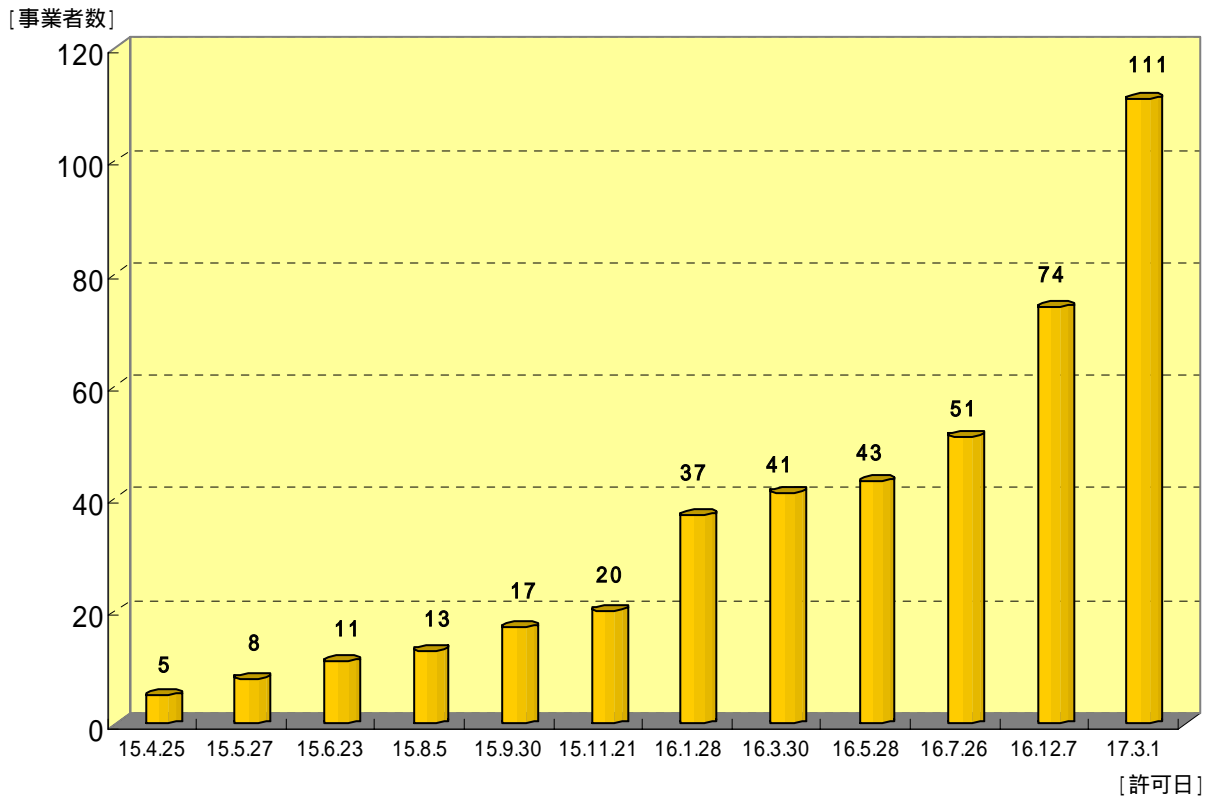
図表4〔参入事業者数の推移〕

	許可年月日	事業者数
15年度	15年4月25日	5
	15年5月27日	3
	15年6月23日	3
	15年8月5日	2
	15年9月30日	4
	15年11月21日	3
	16年1月28日	17
	16年3月30日	4
小計		41
16年度	16年5月28日	2
	16年7月26日	8
	16年12月7日	23
	17年3月1日	37
小計		70
合計		111

図表5〔参入事業者数の推移〕



図表6〔参入事業者数の推移（累計）〕



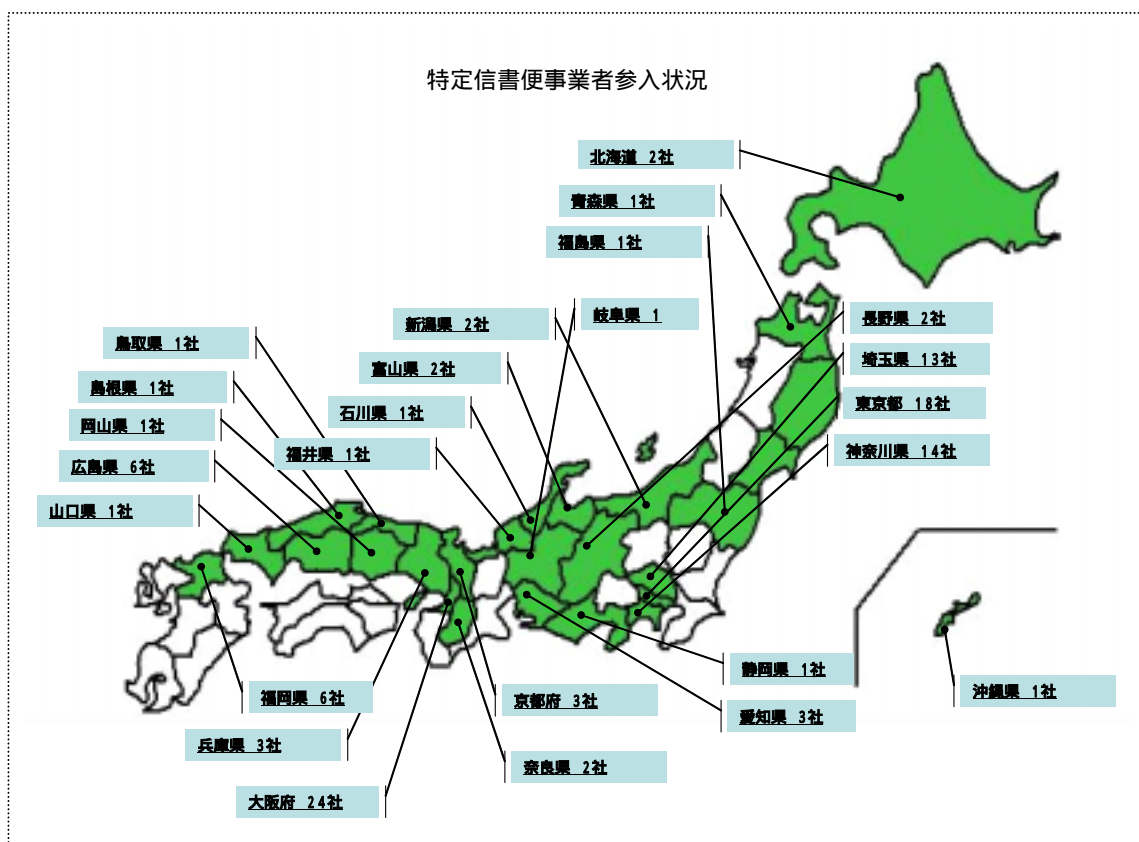
## 2 地域別参入状況

特定信書便事業者の参入状況を本社所在地別にみると、関東及び近畿地方の都市部に比較的多く参入が見られるものの、それ以外の地方都市でも参入があるなど、25都道府県に及んでおり、全国的に広がりつつあります。

また、その提供地域は、本社所在地域にとどまらず、全国展開している信書便事業者は38社あります。(図表7～8参照)

図表7〔参入事業者の内訳(本社所在地別)〕

(平成17年3月末現在)



図表8〔参入事業者の内訳(役務の提供地域別)〕

平成17年3月末現在

提供役務地域	提供事業者数(延べ)
全国	38
複数県	26
同一県内	111
合計	175

### 3 参入事業者の内訳

#### (1) 提供役務別事業者数

特定信書便事業は、1号役務、2号役務、3号役務のいずれかを提供するものですが、1つの役務のみ提供する事業者や複数の役務を提供する事業者など様々な形態のものがみられます。なお、提供する役務数は、各事業者の経営方針等によって自由な組み合わせで許可を取得し、また、許可を取得した役務の変更をすることができます。

なお、種類別では、1号役務への参入が比較的多くみられます。

(図表9～10参照)

図表9〔参入事業者の内訳(役務数別)〕

平成17年3月末現在

提供役務数	提供事業者数
1種類	66
2種類	26
3種類	19
合計	111

図表10〔参入事業者の内訳(役務種類別)〕

平成17年3月末現在

提供役務の種類	提供事業者数(延べ)
1号役務	80
2号役務	48
3号役務	47
合計	175

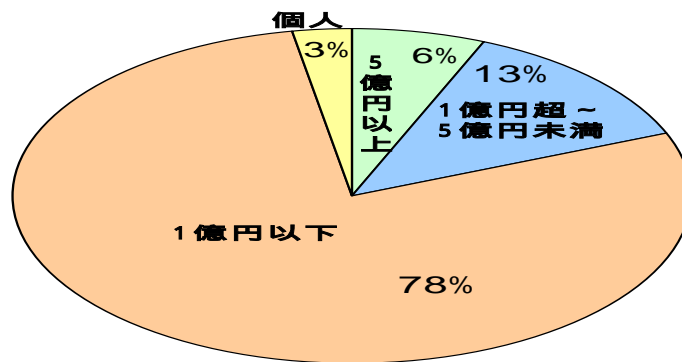
#### (2) 経営形態別事業者数

特定信書便事業者を資本金等別にみると、経営形態は様々であり、会社の規模や法人・個人の別に関係なく信書便事業に参入しているとみることができます。また、いずれの事業者も貨物運送で用いている車両や人員などの経営資源、経営ノウハウを活用して信書便事業に参入しています。(図表11～12参照)

図表 1 1〔資本金別事業者の内訳〕

平成 1 7 年 3 月 末 現 在

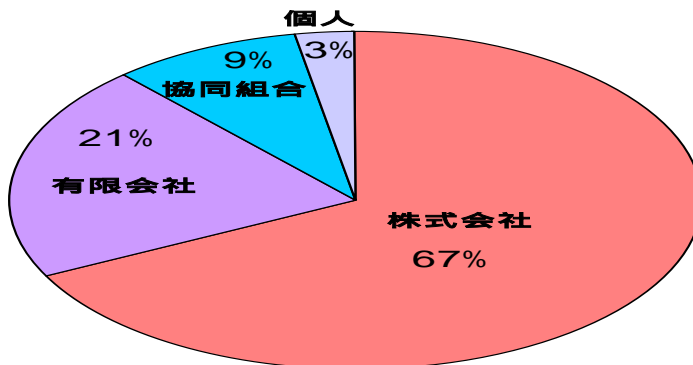
資本金の額	事業者数
5 億円以上	7 ( 6 % )
1 億円超 ~ 5 億円未満	1 4 ( 1 3 % )
1 億円以下	8 7 ( 7 8 % )
個人	3 ( 3 % )
合計	1 1 1 ( 1 0 0 % )



図表 1 2〔法人形態別事業者の内訳〕

平成 1 7 年 3 月 末 現 在

法人形態	事業者数
株式会社	7 5 ( 6 7 % )
有限会社	2 3 ( 2 1 % )
協同組合	1 0 ( 9 % )
個人	3 ( 3 % )
合計	1 1 1 ( 1 0 0 % )



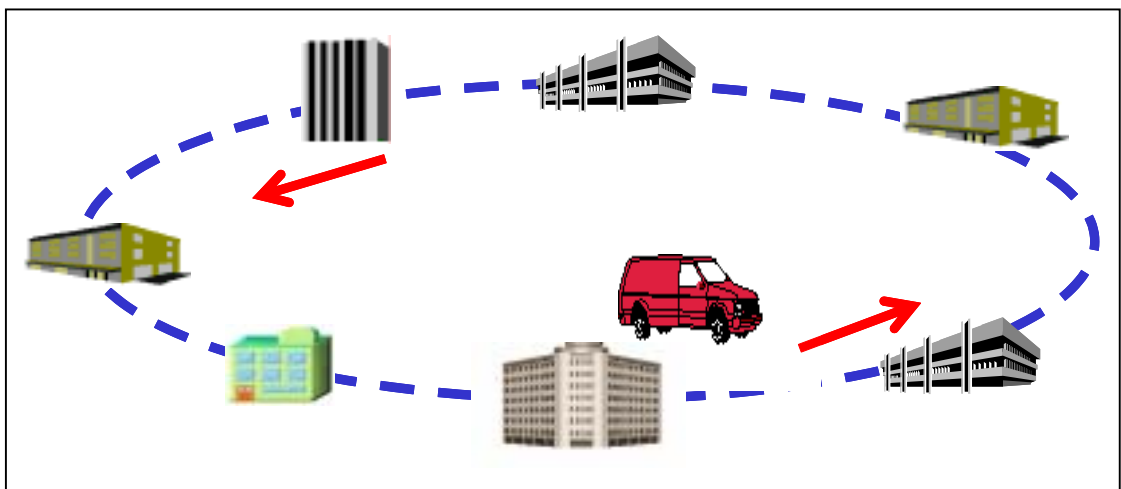
## 第2節 特定信書便事業の現況

### 1 引受・配達サービスの形態

特定信書便事業によって提供される主な引受・配達サービスの形態は次のとおりです。

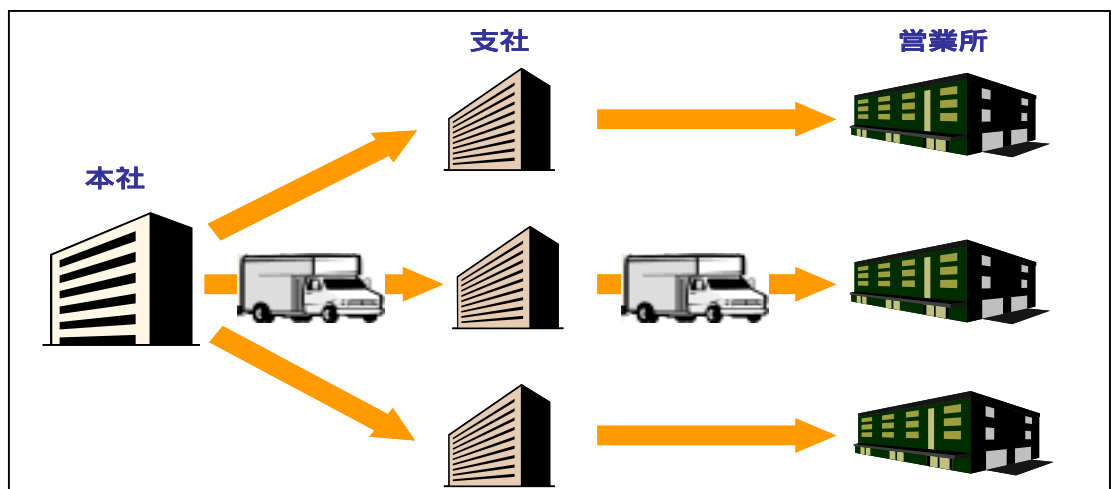
#### (1) 巡回集配サービス

市関係の施設（大学、病院、図書館等）や、企業の本店支店間など、一定のルートで巡回して信書便物を引受・配達

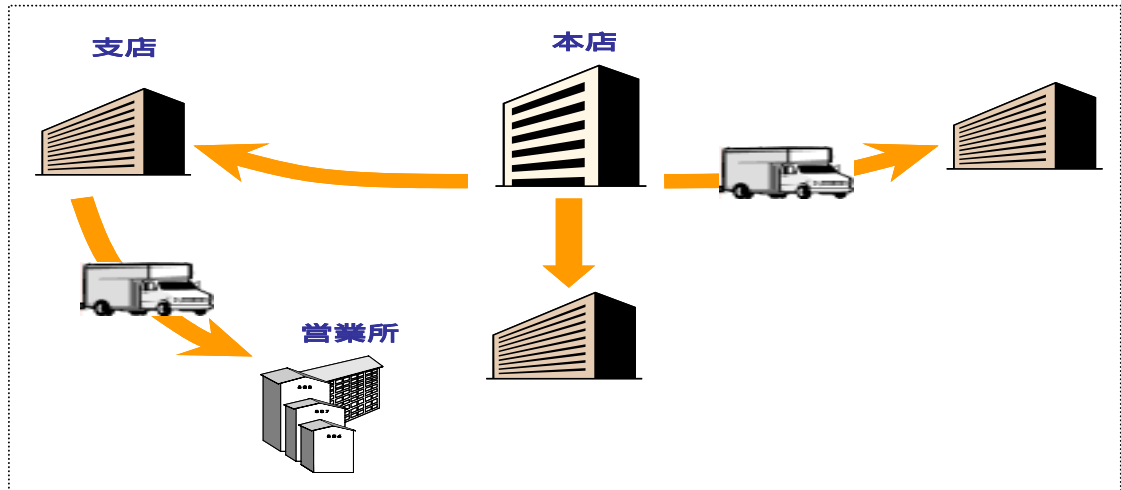


#### (2) 定期集配サービス

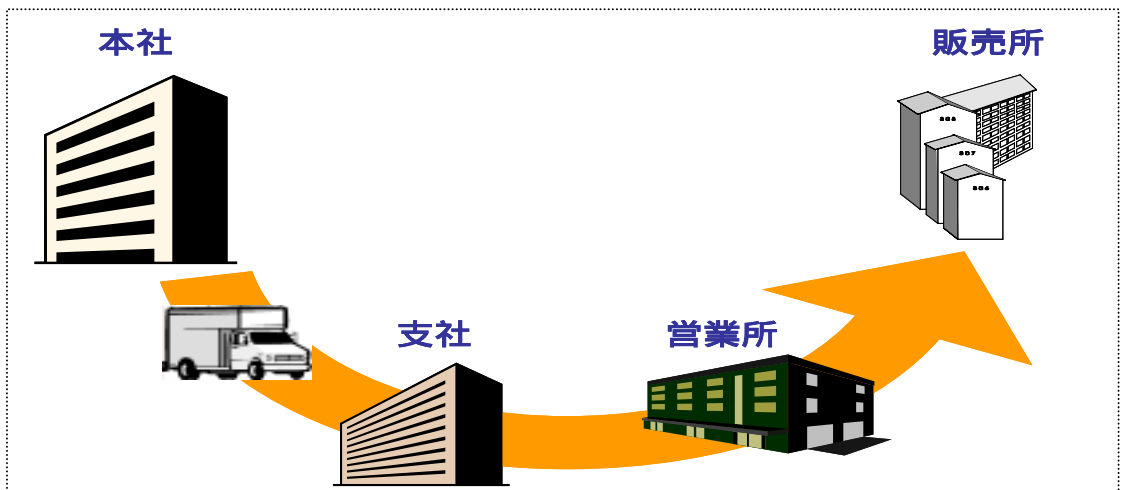
本会社が差し出す信書便物を定期的に支社に配達するとともに支社が差し出す信書便物を定期的に営業所に配達する。



本店が差し出す信書便物を定期的に支店及び支店経由で営業所に配達する。

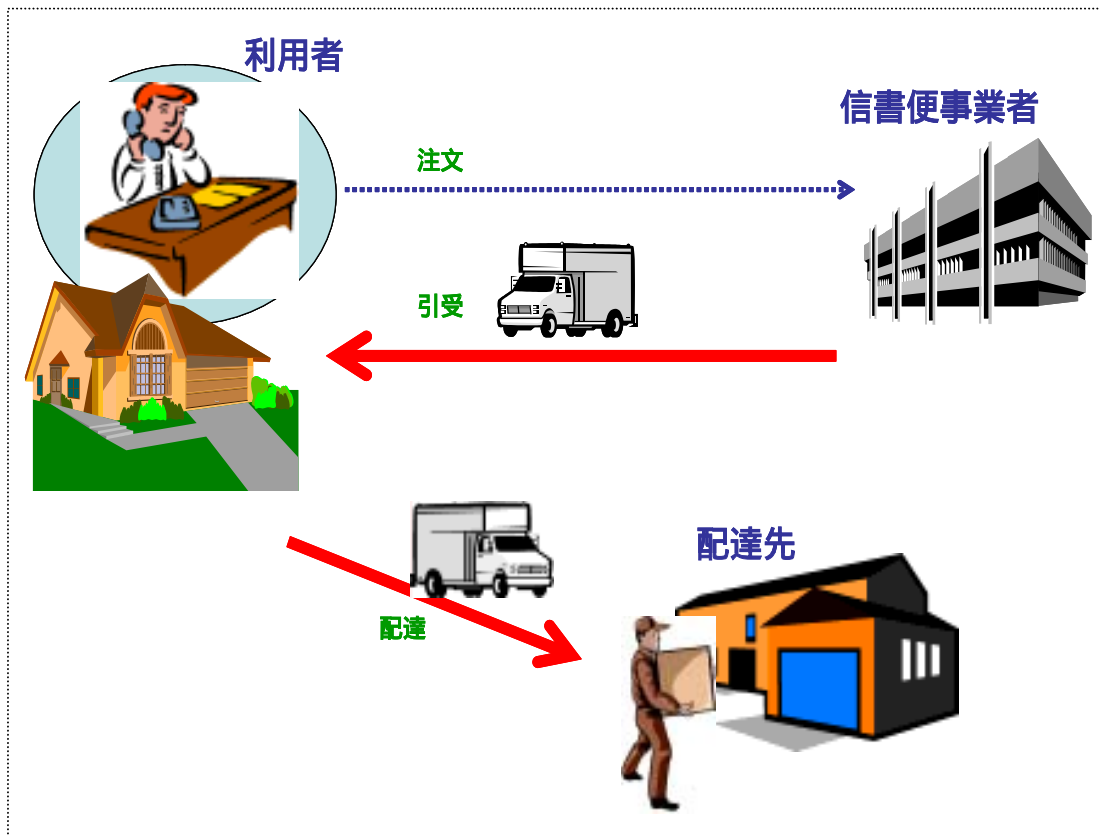


本社が差し出す信書便物を支社、営業所及び販売所へ、支社が差し出す信書便物を営業所及び販売所へ、営業所が差し出す信書便物を販売所へそれぞれ定期的に配達する。



### (3) 注文集配サービス

電話やファクシミリによる注文に応じて、個別に個人宅等に出向いて引受け、受取人に配達する。





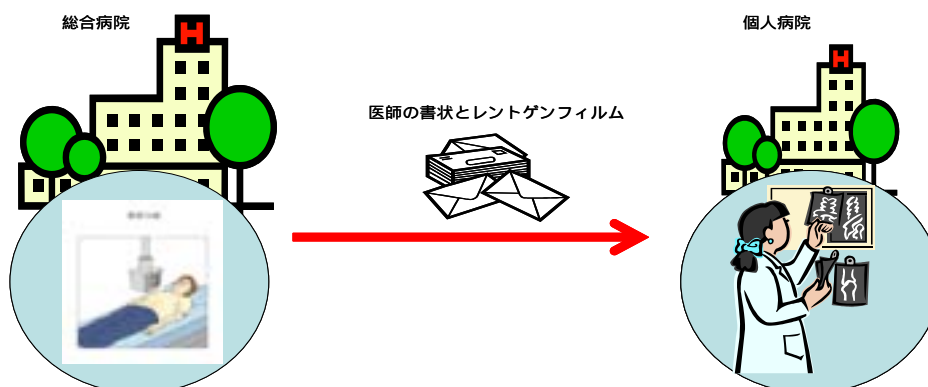
## 2 信書便サービスの利用例

### (1) 民間企業等における信書便の利用

#### レントゲンフィルム配達サービス

**信書便物** 医師の書状 (信書) + レントゲンフィルム

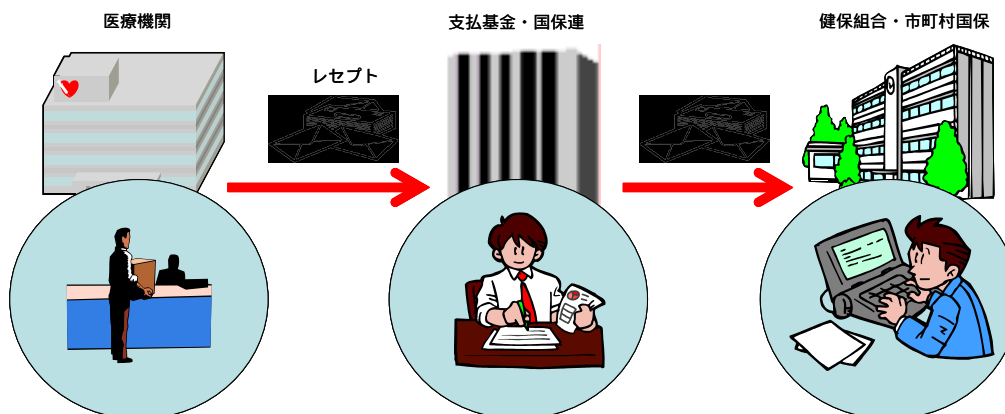
- 総合病院で撮影したレントゲンフィルムと医師の書状とが同封された物を個人病院に配達するサービス



#### レセプト配達サービス

**信書便物** レセプト (診療報酬明細書)

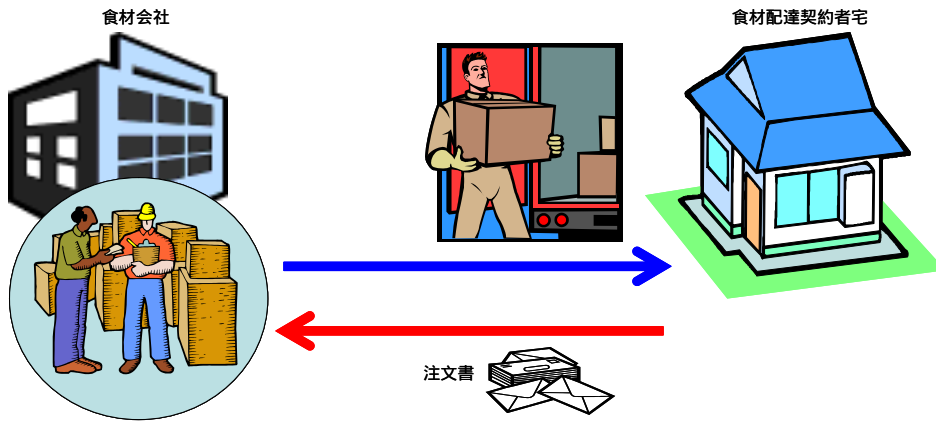
- 病院等の医療機関から差し出されるレセプトを診療報酬支払機関に配達するサービス



## 食材配達サービス

### 信書便物 食材の注文書

- 食材に注文書や請求書が同梱されたものを食材配達契約者宅に配達後、次回注文書を取集し食材会社に配達するサービス



## お祝いのメッセージカードの配達サービス

### 信書便物 メッセージカード

- お祝いのメッセージを電話、ファクシミリやインターネットで受付後、メッセージカードを作成し、そのカードを装飾が施された台紙に貼付して結婚式場に配達するサービス

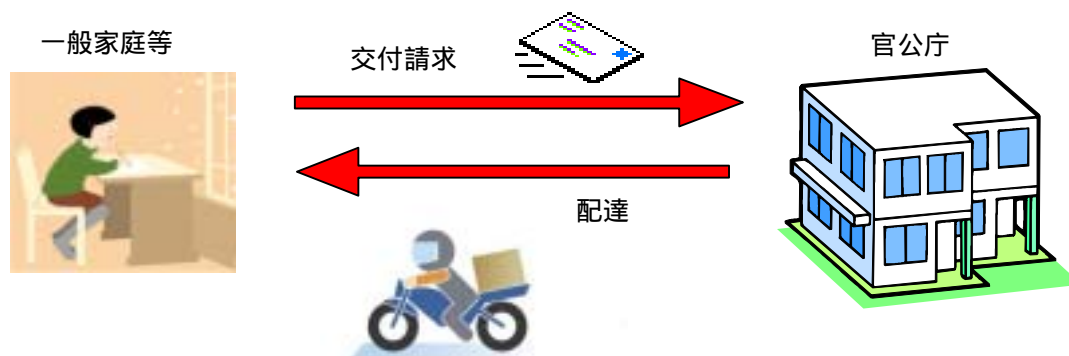


## (2) 行政手続における信書便の利用

信書便整備法及び同整備令により、以下に掲げる公的書類の送達については郵便によるもののほか、信書便の利用が可能となりました。

### 信書便による公的書類の請求又は受取が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
住民票の写し等の交付	住民票の写し又は住民票記載事項証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各市区町村
戸籍の謄本等の交付	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各市区町村
不動産登記事項証明書の交付	不動産登記事項証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方方法務局
商業登記事項証明書等の交付	商業登記事項証明書又は印鑑の証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方方法務局
車両登録事項等証明書の交付	車両登録事項等証明書について、信書便による送付を求めることができます。	各地方運輸局・支局



## 信書便による官公庁への書類の送達が可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
郵便等による不在者投票	身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、一定の等級に該当する方は、信書便による投票ができます。	各市区町村の選挙管理委員会
国税及び地方税の納税申告書の提出	納税申告書を信書便により提出できます。	【国税に関すること】 各地方国税局 【地方税に関すること】 各市区町村

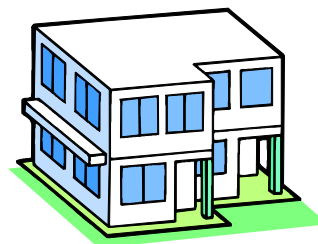
一般家庭等



書類の提出

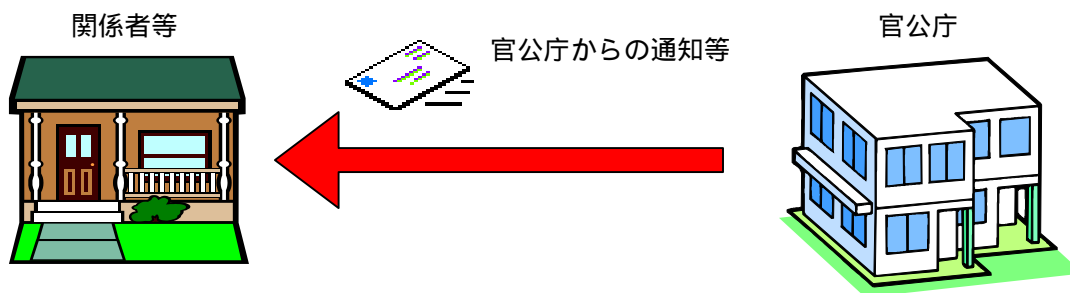


官公庁



## 官公庁から発する書類の送達に信書便を用いることが可能な事例

行政手続	信書便の利用対象	所管している機関
税務署長等の発する通知等の送付	還付に関する通知等、税務署や地方自治体が発出する書類は信書便により送達することができます。	【国税に関すること】 各地方国税局 【地方税に関すること】 各市区町村
不動産登記の更正の通知の送付	登記官が登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときの登記権利者等への通知は、信書便により送達することができます。	各地方方法務局
不動産登記の職権抹消の通知の送付	登記官が登記に特定の却下事由に該当していることを発見し職権抹消をするときの登記権利者等への通知は、信書便により送達することができます。	各地方方法務局



### 3 取扱実績

平成15年度の引受信書便物数実績は、約15万通となっています。(信書便事業実績報告に基づく総務省調べ)